

令和7年度第2回自動車検査員教習及び補習の実施について

1. 教習について

四国運輸局が行う令和7年度第2回自動車検査員教習が、別添の通達に基づき実施されます。

受講希望者は自動車検査員教習受講申込書と一級又は二級整備士合格証書のコピーを振興会3階指導課までご提出下さいますようお願いいたします。

なお、募集定員は先着60名のため、受付期間中であっても定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。

2. 補習について

振興会では、教習修了試問の前に下記のとおり、補習を実施しますので、受講希望者は振興会ホームページ又は、右のQRコードより申し込みをお願いします。

*補習料をお支払いいただいた方からオンライン問題集が利用可能です。

(注) 教習の申し込みは、インターネットではできません。
受入可能人数に達した場合は締め切らせていただきます。



★補習の申し込みはこちら

3. 注意事項等

- 1) 教習の受講申込書は振興会3階指導課に備えてある申込書、または当会ホームページからダウンロードしてご使用下さい。
- 2) 教習日程等の詳細は、香川運輸支局の封書にて教習受講者に通知いたします。
また、振興会が行う補習や教材費等の案内文書も同封し送付します。
- 3) 教習を受講し、教習修了者とならなかった方については、その教習修了試問の日から2年を超えない期間内において1回に限り教習修了試問のみを受けることができます。但し、試問のみ受ける場合も受講申込書の提出は必要です。
- 4) 教習及び補習当日のマスクの着用につきましては、個人の判断に委ねておりますが、その場の状況や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、着用を呼びかける場合があります。

【教習・補習の詳細】

【教習・補習の詳細】		教習	補習（任意）	補足
（１）申込期間		※別添の通達参照	R7.12/1～R8.1/19まで	申込期間を過ぎると申込できません
（２）申込方法		鬼無振興会3Fで書面申請	インターネット申請	
（３）教習・補習日時		※別添の通達参照	2/5,9,10,12の4日間	補習時間：9：00(初日のみ8：30)～17：00
（４）教習・補習場所		香川県自動車技能教育センター3F		住所：高松市香西東町278-1
（５）費用等	金額（税込）	※(6),(7)の教材参照	4,400円	教材の入庫状況をご確認の上、お支払いください
	支払日	1月初以降(教材入荷次第)	申請後随時	
	支払場所	鬼無振興会3F指導課		
	支払方法	現金支払		
（６）教習教材 （必須教材）	①自動車検査員必携(追録24号追加加除整理済)			8,580円（(7)①でも可）
	②自動車検査員&整備主任者の保安基準と審査事務規程〔原文〕令和7年版			3,000円
	③自動車検査ハンドブック令和7年版			2,200円
	④自動車検査用機械器具の構造と取扱(R7.3/25改訂版)			2,200円
				計 15,980円

(注) 自動車検査員必携(保安基準省令等)【交文社】をお持ちの方は教材が変わりましたので②自動車検査員&整備主任者の保安基準と審査事務規程〔原文〕【公論出版】をご購入ください。

(7) 他教材	①自動車検査員必携追録24号(※追録23号まで加除整理された自動車検査員必携をお持ちの方)	2,200円
	②令和7年度版四国運輸局施行自動車検査員教習試験問題と解説(解説付き問題集が必要な方)	3,300円

★教習開始までに問題集(オンライン、本)等を活用した事前学習が大切です！

※金額は全て税込

※金額は変更となる場合があります

問い合わせ窓口

整備振興会 3階指導課 ☎ 087-881-4321

四運技整第192号の2
令和7年10月31日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省四国運輸局長
(公印省略)

令和7年度第2回自動車検査員教習の実施について

指定自動車整備事業規則第4条第1号に規定する標記教習を「自動車検査員教習実施要領について」（平成16年3月16日付け四運技整第383号）に基づき下記のとおり実施しますので了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知願います。

記

1. 教習受講資格

教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号に規定する整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として教習開始日の前日（令和8年2月1日）において1年（一級小型自動車整備士の技能検定に合格した者は6月）以上の実務の経験を有する者であること。

なお、教習受講申込者は、受講申込日の前日において、直近の整備主任者研修（法令研修）を受講していること。

2. 教習受講申込の受付期間及び場所

- (1) 受付期間 令和7年12月1日（月） 9時00分から
令和7年12月5日（金） 17時00分まで
- (2) 受付場所 管内各運輸支局 検査整備保安部門

3. 教習受講者数

教習受講人数は、原則として1教室あたり60名以下とする。

4. 教習及び教習修了試問の日時及び実施場所

- (1) 教習日時 令和8年2月 2日(月) 9時00分から
令和8年2月12日(木) 17時00分までの間で
管内各運輸支局長が定める日時
- (2) 教習修了試問日時
令和8年2月13日(金) 13時30分から
15時30分まで
- (3) 実施場所 管内各運輸支局長が定める場所

5. 教習科目及び教習時間

- (1) 基礎法令 2時間
- (2) 整備関係法令等 4時間
- (3) 検査関係法令等 18時間

6. 教習資料

- (1) 自動車検査員必携(四国自動車整備振興会連合会 編集)
- (2) 検査員&整備主任者の保安基準と審査事務規程〔原文〕
(株式会社公論出版 発行)
- (3) 自動車検査ハンドブック(株式会社公論出版 発行)
- (4) 自動車検査用機械器具の構造と取扱
(一般社団法人日本自動車機械工具協会 編集発行)